

世界税制事情

インド

新日本
アインスト
アンドヤング
税理士法人
ニラドリ・ナグ

インド税制の概要

インドの税制は、直接税と間接税に区分されます。直接税は、所得税法（Income Tax Act）において法人税、個人所得税等が定められており、その他に富裕税などがあります。間接税は、関税、VAT、CST、物品税、サービス税などがあり、その体系が多種多様で複雑なことで知られています。

インドでは、2009年の4月から5月にかけて下院の総選挙が行われ、新政府より、2009年7月6日に2009年度予算案が公表され8月に承認されています。また、同8月には、2011年4月に導入予定の直接税法の抜本的な改正草案であるDTC（Direct Tax Code）Billが公表されています。

（注） 2009年度の予算案による税制改正（以後、「2009年度税制改正」といいます。）には、いくつかの重要な項目が含まれているため、本稿においては、それらの項目を考慮してインド税制について解説しています。

直接税

1 法人所得税概要

(1) 法人税

納税義務者は、居住法人と非居住法人に区分されます。居住法人は全世界所得に対して課税され、非居住法人はインドにおいて受領した所得やインドで発生した所得などに対して課税されます。

税務申告上の課税年度は、4月1日から3月31日となっており、税務申告はその年の9月30日までに行うこととなっています。

所得税法（Income Tax Act）においては、法人の課税所得の計算上、例えば交際費・減価償却費・貸倒損失などの費用について損金算入要件が規定されており、会計上の純利益

にこうした一定の調整項目を加減算して課税所得が計算されます。

税率については、内国法人と外国法人に区分して規定されています。2009年4月1日以降に開始する事業年度における内国法人の基本税率は、30%です。この税率に10%の超過税（サーチャージ）と3%の教育目的税が課され、実効税率は33.99%となります。外国法人については、40%の基本税率に2.5%の超過税と3%の教育目的税が課され、実効税率は42.23%となります。なお、2009年度税制改正においては、合計所得金額が1千万ルピー以下の場合には、超過税は課されないことになりました。

(2) 個人所得税

納税義務者は、主として居住者と非居住者に区分されます。居住者は全世界所得に対して課税され、非居住者はインドにおいて受領した所得やインドで発生した所得などに対して課税されます。税率は、居住者及び非居住者について、最高税率30%の累進課税方式が採用されています。2009年度税制改正においては、10%の超過税が廃止され0%となりましたので、教育目的税3%と合わせて30.9%の実効税率となりました。

2 日印租税条約と源泉税

2006年における日印租税条約の一部改正によって、配当、利子及び使用料・技術上の役務に対する料金の限度税率が一律10%に引き下げられました。配当については、インド国内法に規定する0%が適用されます。

また、日印租税条約においては、使用料及び技術上の役務に対する料金の源泉地について、支払う者の所在地により判定する「債務者主義」によることが特徴的です。

3 配当分配税

内国法人は、2007年4月1日以降の決議により支払った配当については、その支払額の

16.995%相当額を配当分配税（Dividend Distribution Tax）として支払わなければなりません。また、この配当分配税は、課税所得の計算上、損金の額に算入することができません。

4 ミニマム代替税（MAT：Minimum Alternate Tax）

ミニマム代替税は、法人がその総所得について支払うべき法人税がその会社の帳簿上の利益（純利益に、引当金や減価償却などの調整項目を加減算した金額）の15%未満である場合に適用されます。実際には、純利益が発生しているにもかかわらず、2009年度税制改正により、標準税率が10%から15%へと変更となるため、実効税率は16.995%に引き上げられます。また、支払われたミニマム代替税を将来の法人税と相殺できる期間が10年に延長されました。超過税については、上述のとおり、合計所得金額が1千万ルピー以下の場合には、課されないこととなります。

5 優遇税制

インドで事業を行う法人については、外国法人であっても、例えば、インフラ施設（道路、橋、鉄道網など）プロジェクト、給水プロジェクトの開発、維持、運営や固定又は携帯電機通信サービスの提供といった事業を行う法人に対しては、その所得を10年間100%免税とされる優遇措置が設けられています。

6 移転価格税制

インドでは、2001年4月より移転価格税制が導入されています。一定の支配関係を有する国外関連者との取引については、独立価格比準法（CUP）、再販売価格基準法（RP）、原価基準法（CP）などの算定方法によって算出した独立企業間価格によることとされています。また、国外関連取引を行う場合には、その取引に関連する書類を保管することが必

要とされ、税務当局に対しては勅許会計士が作成した移転価格に関する報告書を提出しなければなりません。なお、定められた手続きに従わない場合には、罰金（取引価額の2%まで）が課せられるという厳しい罰則制度があります。

2009年度税制改正においては、移転価格税制にセーフハーバールール（事前にある一定のルールを定め、そのルールに準拠している場合には、税務当局がその移転価格を認容するルール）の導入が予定されています。

7 税務調査・税務争訟

2009年度税制改正において、税務関連の争訟処理については、新たにADR (Alternate Dispute Resolution) という手続きが導入されることになりました。ADRの対象は、外国法人や移転価格の税務調査の対象となっている法人などとなります。ADRは、納税者、税務調査官、DRP (Dispute Resolution Panel) の三者によって行われ、税務調査官がその処分案を提出した時点から10か月以内に終了しなければならないこととされています。

また、ADRの導入により、税務調査官が最初に提出した処分案は、単なる処分案に過ぎない、という位置づけになり、ADRでは処分案の段階では、財産の差し押さえをすることができなくなりました。さらに、ADRが出した結論に不服がある場合には、納税者のみが異議を唱えて上訴できます。ADRは、2009年10月1日から施行されています。

間 接 税

1 間接税概要

インドにおける間接税は、その種類が多く、州によって制度が異なるなどの理由により、その取扱いが複雑です。

例えば、物品を輸入した場合には、「関税」

が課され、その後、その物品をその州内外にて販売した場合には、中央政府により「CST」(Central Sales Tax) 及び州政府により「VAT」(Value Added Tax) が課せられます。また、製品を製造した場合には、その出庫の際に「物品税」が課せられ、製品の製造のためにある技術のノウハウを輸入した場合には、「研究開発税」が課せられるなど、様々な間接税が課されています。

2 GST(Goods and Service Tax)の導入

間接税については、現行の関税を除く全ての間接税が廃止されて、中央政府と州政府の双方が徴税するGSTへと統一されることが予定されています。2010年4月からの施行が予定されていますが、その詳細は現時点では未定です。

インドにおける税制の体系は、ここ数年のうちに、直接税はDTC、間接税はGSTへと、新しい法体系が構築される予定です。こうした抜本的な税制改正の動きの背景には、インドで2011年4月から予定されている上場企業などの一部の企業に対する国際財務報告基準(IFRS)の導入が関係しているものと考えられます。

インドに進出している日系企業にとっては、これらの税制改正が自社のビジネスがどのような影響を受けるかについて検討が必要です。今後のインドにおける税制改正の動向について、注意深く見守る必要があると考えられます。

【執筆者紹介】

ニラドリ・ナグ (Niladri Nag)

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
国際税務部 インド・タックス・デスク

インドでビジネスを行う日系企業のサポートと
コーディネーションを務める。特にインドで
M&A等を行う日系企業に対して税務アドバイ
スを提供している。インド勅許会計士